

## ○稚内市体育施設条例

平成13年3月23日条例第6号

## 別表第2（第11条関係）

## （1）稚内市総合体育館使用料

使用区分				時間区分			
				午前	午後	夜間	
				9時～12時	12時～18時	18時～21時	
団体 使用	競技場 (アリーナ)	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般使用	一般 大学生	3,850円	5,170円	7,700円
				幼小中高 生	1,760円	2,420円	3,520円
			競技会使用	一般 大学生	4,730円	6,270円	9,460円
				幼小中高 生	2,200円	2,860円	4,400円
		その他の 催物に使用 する場合	営利を目的 とする場合	入場 料 有	97,240円	145,860円	218,790円
				入場 料 無	36,520円	60,830円	97,240円
			営利を目的 としない場 合	入場 料 有	24,310円	36,520円	53,460円
				入場 料 無	9,680円	14,630円	21,890円
	体育室	一般使用	一般 大学生	1,320円	1,760円	2,530円	
				幼小中高 生	550円	770円	1,210円
			競技会使用	一般 大学生	1,540円	1,980円	3,190円
				幼小中高 生	770円	880円	1,430円
		トレーニング室	一般 大学生	880円	1,100円	1,760円	
			幼小中高 生	440円	550円	770円	
会議室		1,000円	1,000円	2,000円			
クラブ室		500円	500円	1,000円			
個人使用		一般 大学生	200円	200円	200円		
		高校生	120円	120円	120円		
		小中学生	90円	90円	90円		
		高齢者	100円	100円	100円		
回数券（11回綴り）		一般 大学生			2,000円		
		高校生			1,200円		
		小中学生			900円		
		高齢者			1,000円		

(2) 稚内市体育館使用料

使用区分				時間区分		
				午前	午後	夜間
				9時～12時	12時～18時	18時～21時
団体使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般使用	一般 大学生	1,600円	2,100円	3,100円
			幼小中高 生	700円	1,000円	1,400円
		競技会使用	一般 大学生	1,800円	2,600円	3,600円
			幼小中高 生	1,000円	1,200円	1,700円
	その他の催物に使用 する場合	営利を目的 とする場合	入場料 有	52,000円	78,000円	117,000円
			入場料 無	19,500円	32,500円	52,000円
		営利を目的 としない場 合	入場料 有	13,000円	19,500円	28,600円
			入場料 無	5,200円	7,800円	11,700円
	会議室			500円	500円	1,000円
	個人使用			一般 大学生	130円	130円
			高校生	80円	80円	80円
			小中学生・高 齢者	60円	60円	60円
回数券（11回綴り）			一般 大学生	1,300円		
			高校生	800円		
			小中学生・高 齢者	600円		

(3) 稚内市緑体育館使用料

使用区分				時間区分			
				午前	午後	夜間	
				9時～12時	12時～18時	18時～21時	
団体使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般使用	一般大学生	1,980円	2,640円	3,960円	
			幼小中高生	990円	1,320円	1,980円	
		競技会使用	一般大学生	2,640円	3,520円	5,280円	
			幼小中高生	1,320円	1,760円	2,640円	
	その他の催物に使用する場合	営利を目的とする場合	入場料有	68,640円	102,960円	154,440円	
			入場料無	25,740円	42,900円	68,640円	
		営利を目的としない場合	入場料有	17,160円	25,740円	37,730円	
			入場料無	6,820円	10,230円	15,400円	
	ミーティング室				500円	500円	1,000円
	個人使用			一般大学生	200円	200円	200円
高校生				120円	120円	120円	
小中学生				90円	90円	90円	
高齢者				100円	100円	100円	
回数券（11回綴り）			一般大学生	2,000円			
			高校生	1,200円			
			小中学生	900円			
			高齢者	1,000円			

## 備考

- 1 第1号から第3号までの表において「団体」とは、10人以上をいう。
- 2 第1号から第3号までの表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなを問わず、当該体育館に入館する者から使用者が徴収する金銭及び使用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 3 第1号から第3号までの表において「高齢者」とは、使用時の年齢が満65歳以上の者であって年齢を証明するものを提示したものをいう。
- 4 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 5 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 6 各時間区分を通して使用するときの使用料の額は、それぞれの時間区分による使用料の額を合算した額とする。
- 7 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 8 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 9 団体使用において当該体育館の全部を使用しない場合の使用料の額は、次の各号に掲げる体育館の使用区分により当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - (1) 稚内市総合体育館の競技場の使用面積が2分の1、3分の1及び4分の1である場合  
当該使用料の額のそれぞれ2分の1、3分の1及び4分の1の額
  - (2) 稚内市体育館又は稚内市緑体育館の使用面積が2分の1である場合  
当該使用料の額の2分の1
- 10 団体使用において暖房を使用したときの暖房使用料の額は、当該時間区分の使用料の4割に相当する額とする。
- 11 備付物件以外の電気設備を使用したときの電気使用料の額は、当該設備の使用に要した電気料の額とする。
- 12 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者であって、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示したものをいう。以下同じ。）の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 13 個人使用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の使用料は、無料とする。
- 14 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。